

## 練馬区補装具費代理受領事業者登録要綱

平成20年 3 月31日

19練福障第11167号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定による補装具費の支給に関して、補装具の販売または修理を行う事業者（以下「事業者」という。）による補装具費の代理受領について必要な事項を定めるものとする。

(代理受領)

第2条 区長は、この要綱による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）が、あらかじめ補装具費の代理受領について区長に申し出ている場合において、法第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等が登録事業者に支払うべき当該支給に係る補装具の購入または修理に要した費用について、当該補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給される額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり当該登録事業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

(事業者登録)

第3条 事業者の登録は、当該事業者の申請により行うものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録をしないことができる。

(登録申請)

第4条 事業者の登録を受けようとする者は、補装具費代理受領事業者登録申請書（第1号様式）につぎに掲げる事項を記載した書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 現在事項証明書

(2) その他区長が登録に関し必要と認める書類

(登録通知)

第5条 区長は、第3条第2項の規定により事業者の登録をしたときは、補装具費代理受領事業者登録通知書（第2号様式）により当該登録を受けた事業者に通知するものとする。

2 区長は、第3条第2項ただし書の規定により登録をしないときは、補装具費代理受領事業者登録却下通知書（第3号様式）にその理由を示して、登録申請を行った事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、補装具費代理受領事業者登録変更届出書（第4号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止、休止または再開するときは、補装具費代理受領事業者登録事業廃止等届出書（第5号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。

(登録取消し)

第7条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- (2) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 法第10条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。
- (4) 補装具費代理受領事業者登録辞退届出書（第6号様式）により登録を辞退する旨の申出があったとき。

(情報提供)

第8条 区長は、登録事業者に係る情報のうち、つぎに掲げる事項を補装具費の支給を受けようとする障害者または障害児の保護者に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称および所在地
- (2) 取り扱う補装具の種類

(3) その他区長が必要と認める事項

(登録期間)

第9条 第3条第2項に規定する登録の有効期間は、6年以内とし、更新することができるものとする。

2 前項の有効期間は、登録がされた日（登録が更新された日を含む。）を始期とし、令和5年を初年とする同年以後の6年ごとの各年の3月31日を終期とする。

(代理受領の申出)

第10条 登録事業者が、代理受領についてあらかじめ区長に申し出るときは、補装具費代理受領申出書（第7号様式）によるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 第4条の規定による申請、第6条の規定による届出および前条の規定による申出については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、初めて登録したものの有効期間は、第9条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

付 則（平成23年2月28日22練福障第10782号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日24練福障第11292号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月24日28練福障第10761号）

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

付 則（令和2年7月27日2練福障第10586号）

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

付 則（令和3年3月31日2練福障第2269号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区補装具費代理受領事業者登録要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年9月21日4練福障第10673号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の有効期間による登録または登録の更新に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、することができる。

付 則（令和6年3月14日5練福障第11278号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年5月15日6練福障第10176号）

- 1 この要綱は、令和6年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区補装具費代理受領事業者登録要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和7年5月27日7練福障第10290号）

- 1 この要綱は、令和7年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区補装具費代理受領事業者登録要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。